

健康福祉審議会	2025/5/23	資料 2-2
第 9 回 介護・高齢部会		

令和 6 年度(2024年度)
「中野区高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」
に係る各施策の取組状況について

■目次

課題	施策	主な取組	ページ
1 総合的な介護予防・生活支援	1 総合的な介護予防・生活支援の推進	①介護予防・フレイル予防の普及啓発及び情報発信の強化	1
		②高齢者会館運営団体への支援	2
		③短期集中予防サービス事業の効果的な活用	2
		④地域リハビリテーション支援体制の構築の推進	3
		⑤効果的な介護予防ケアマネジメントの実施	3
		⑥地域包括支援センターの体制強化	4
		⑦高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進	4
	2 生きがいづくりの支援	①地域の居場所や活動の充実	5
2 在宅医療と介護の連携	1 在宅医療・介護連携体制の推進	②高齢者のボランティア活動等への支援	6
		③シルバー人材センターへの支援	6
		①多職種による連携の推進	7
		②退院後等に円滑に在宅療養につなげるための相談体制の強化	7
		③在宅医療・介護人材の養成	8
		④24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進	8
	2 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進	⑤介護施設・在宅サービス等の「新たな介護需要増」への対応	9
		⑥区民が望む在宅療養生活の実現	9
		①在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発	10
		②かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進	10
「中野区高齢者保健福祉計画・第9期」	1 認知症施策の推進	①正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護	11
		②早期発見・早期対応を支える体制	12
		③認知症の人にやさしいまちづくり	12
	2 高齢者の虐待防止	①虐待防止のための啓発・広報活動	13
		②関係機関との連携強化	13
		③高齢者虐待対応マニュアルの周知	14
		④緊急一時宿泊事業の実施	14
		⑤介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実	14
4 安心して暮らし続けていけるための基盤整備	1 安心して暮らせる地域の実現に向けた体制整備	①高齢者のための住宅の確保	15
		②一人暮らし高齢者等への支援	16
		③災害時の避難に支援を要する区民への支援策と福祉避難所等の整備	16
		④住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備にかかる都区連携	17
		⑤介護サービス基盤整備計画	17
	2 介護人材の確保・定着支援	①介護人材の裾野を広げるための取組	19
		②介護職員のキャリアアップの支援	20
		③専門職のスキルアップや研修の体系化	20
		④組織マネジメントへの支援と介護従事者のメンタルヘルスの向上	20
		⑤業務効率化の推進	21
5 介護保険制度の適正な運営	1 介護保険制度の適正な運営	①介護保険制度・介護サービス事業所の周知	22
		②安定した制度運営のための取組	23
		③要介護認定の効率化	23
		④事業者指定等管理事務の整備	23
		⑤介護サービス事業者に対する適正な制度運用のための支援	24
		⑥苦情への対応・事故報告の活用	24
		⑦第三者評価受審の推進	25
		⑧感染症・災害発生時への対応のための事業継続支援	25
		⑨介護給付費の適正化	26

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	1 総合的な介護予防・生活支援
施策	1 介護予防・生活支援の推進

成果指標1 65歳の健康寿命(要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間)		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
男18.0年 女21.7年 (令和3(2021)年度)	男17.8年 女21.6年 (令和5(2023)年度)	男18.5年 女22.2年
データ出典	東京都福祉保健局「65歳健康寿命算出結果区市町村一覧」	
実績把握頻度	毎年	

成果指標2 地域住民の有志による活動に参加者として参加してみたい人		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和10(2028)年度目標
57.1% (令和4年度(2022年度))	—	61.1%
データ出典	高齢福祉・介護保険サービス意向調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①介護予防・フレイル予防の普及啓発及び情報発信の強化（計画冊子ページ:P125）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
フレイル対策の3つの柱である「運動」「栄養(食・口腔機能)」「社会参加」に取り組むことで、その進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができることが分かっています。元気なときから介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、普及啓発事業を積極的に進めていきます。 また、介護予防・フレイル予防の取組や地域の居場所などの情報をより多くの人に知ってもらうため、ホームページやリーフレットなどによる情報発信を強化します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・運動や社会参加が継続的なフレイル予防に繋がることを周知するため、区内7カ所でなかの元気アップ体操ひろばを実施した。また、社会参加が難しい方に対しても自宅で参加できるオンラインなかの元気アップ体操ひろばを週3回実施した。 ・「通いの場マップ」等のリーフレットやけあプロ・navi等により地域の居場所や区の介護予防・フレイル予防の取り組みの周知に努めた。	ひきこもり傾向がみられる高齢者のフレイル化を防ぎ、運動機能の維持・向上を図るため、引き続き介護予防事業や「通いの場」の情報を広く周知していく必要がある。

②高齢者会館運営団体への支援（計画冊子ページ:P125）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
高齢者会館におけるミニデイサービス(通所型住民主体サービス)は、フレイル状態の高齢者を地域で支える取組として定着しています。住民主体サービスの対象者の弾力化により要介護の方の受け入れも多くなっていることから、利用者の安全が確保され、運営団体が安心して事業を行うことができるよう、外出支援の検討や地域包括支援センターやリハビリテーション専門職等による支援を強化し、環境整備を進めていきます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・利用者の通いの場への継続参加を図るため、シルバーサポートによる外出支援を実施した。 ・また、ミニデイサービスの効果的な運営を実施するため、高齢者会館スタッフに対し、中野区リハビリテーション協議会(地域で活動するリハビリテーション専門職による任意団体)が技術的支援、運動方法や認知症の方への対応方法等をの助言を行い、介護予防効果向上を図った。	高齢者会館におけるミニデイサービスを始めた住民主体サービスを推進していくためには、地域包括支援センターが利用者だけでなく、担い手も支える必要がある。
③短期集中予防サービス事業の効果的な活用（計画冊子ページ:P126）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
短期集中予防サービスについては、通いの場への参加や、自らの生活を管理するセルフマネジメントにつなげていく必要があることから、事業の位置づけや効果的な実施方法など事業全体を見直します。 事業実施者や地域包括支援センターが事業の目的や効果を十分に理解し、短期集中予防サービスが効果的・効率的に提供される体制を整備します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・短期集中予防サービス事業の通所型と訪問型の位置づけや効果的な実施方法について、地域包括支援センターと共有し、区に配置された介護予防・フレイル予防推進員と連携することで区民への効果的な提供体制となるよう見直しを行った。 ・サービスが提供される参加者の状態や目標等を地域包括支援センターと事業実施者との間で共有するための事前共有会議を新たに実施し、より効果的・効率的なサービス提供体制を整備した。	真にサービスを必要とする対象者の把握や、必要な時にサービスを受けられる体制の整備が課題となっている。

④地域リハビリテーション支援体制の構築の推進（計画冊子ページ:P126）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
地域における介護予防の取組の機能を強化するため、医師会をはじめとした関係団体・関係機関等の理解・協力を得ながら、地域リハビリテーション支援体制の強化を図ります。 リハビリテーション専門職等がケアプランの段階から関与し早期の機能回復を目指すとともに、住民主体の通いの場等においてフレイル予防の観点を踏まえた取組が行われるよう支援します。 また、保健師や管理栄養士等の幅広い医療専門職の関与により、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく参加することができる住民主体の通いの場を充実させていきます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・中野区リハビリテーション協議会や医師会、介護事業所連絡会等が相互に協力し合えるよう関係構築を支援し、地域リハビリテーション活動支援事業等が更に効果的に実施されるよう促した。 ・区に所属する介護予防フレイル予防推進員(リハビリテーション専門職)による、ケアプラン作成前のアセスメントを支援する取り組みを実施し、支援者の早期回復を図っている。また、高齢者会館や住民主体の通いの場へリハビリテーション専門職を派遣し、技術的支援を行うことで、住民主体による介護予防事業の実効性を高めた。 ・令和6年度より、高齢者の保健事業と介護事業の一体的実施として、ハイリスク・ポピュレーションの両アプローチのモデル事業を実施した。	リハビリテーション専門職が事業実施する効果を最大限に発揮させるには、地域包括支援センターとの連携をより密にしていく必要がある。また、より多くの医療専門職が支援に協力してもらえるよう、所属する病院や施設管理者の理解が必要である。

⑤効果的な介護予防ケアマネジメントの実施（計画冊子ページ:P126）

取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
短期集中予防サービスをはじめとした介護予防・生活支援サービスを効果的に活用し、できる限り元気に自分らしく、地域での暮らしを続けられるようにするためには、きめ細かい介護予防ケアマネジメントが求められます。地域にあるインフォーマルサービスや自主活動などの社会資源の情報を共有化できるよう、情報提供のためのシステムやツールを充実させます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・地域包括支援センターへの運営指導及び集団指導において、ケアマネジメントの適正化指導を行った。 ・社会資源の情報提供を区のHPやけあプロ・naviでも広く周知を行った。	高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう、ケアマネジメントに必要な地域資源やインフォーマルサービス等の情報を収集し、きめ細かなサービスが提供される体制を整備していく必要がある。

⑥地域包括支援センターの体制強化（計画冊子ページ:P126）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズへの対応や認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護者支援の充実のため、人員体制の見直しを行います。また、多職種向けの研修等を通じて、家族介護者支援や困難ケースに対する対応力の向上を図ります。 業務負担の軽減とともにサービスの質を確保するため、ケース管理における共通システムの導入やペーパーレス化など業務改善に取り組みます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	専門職の人材不足は今後も続いていくと思われるため、地域包括支援センター職員のメンタルケアなど人材育成に係るサポートが必要である。
		・地域住民の多様なニーズに対応するため、地域包括支援センターの人員配置基準の見直しによる体制強化を行った。また、地域包括支援センター入職者向けの研修を含め各種研修受講の支援を行った。 ・紙によるケース管理の業務負担を軽減するため、情報共有システム導入に向けた業務要件の整理や他自治体の導入事例等の情報収集を行った。	
⑦高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進（計画冊子ページ:P127）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
高齢者の通いの場において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職によるフレイル予防等の普及啓発活動や健康教育及び健康相談を実施します。また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ モデル事業としてハイリスクアプローチ(低栄養予防・事業委託)、ポピュレーションアプローチ(高齢者の通いの場において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職によるフレイル予防等の普及啓発活動や健康教育及び健康相談)を実施した。ハイリスクでは予想を上回る申し込みがあり、事業実施後の評価、満足度も高かった。	・一体的事業として、関連部署との庁内連携、医師会など庁外連携の強化を図る必要がある。 ・高齢者の健康課題として低栄養予防と口腔フレイル予防を重点課題している。事業は今年度から本格実施となるため区民等への周知が課題。今後は、糖尿病性腎症等についての介入も検討が必要。 ・SWC関連事業と連携することで、フレイル予防を早期からアプローチする仕組みを検討する。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	1 総合的な介護予防・生活支援
施策	2 生きがいづくりの支援

成果指標 高齢者調査で「生きがいあり」と答えた人の割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
63.7% (令和4(2022)年度)	—	68.7%
データ出典	高齢福祉・介護保険サービス意向調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①地域の居場所や活動の充実 (計画冊子ページ:P128)			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
高齢者の「閉じこもり」を予防するため、地域の居場所や活動の周知、参加促進の取組を充実させます。特に、男性は地域の居場所や活動につながりにくい傾向があるため、それまで培った技術や経験が活かされるような活躍の場を創出するとともに、そうした場への誘い方を工夫し、現役世代からの意識づくりや現役引退後の地域デビュー支援に力を入れていきます。 生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーター相互の連携を深めるとともに、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体の把握に努めます。 また、身近な地域での自主的な活動を促進するために、生活支援コーディネーターを中心に社会福祉協議会などの中間支援組織と連携し、地域のニーズと地域資源のマッチングに取り組めます。	地域包括ケア推進課	自己評価: ○ ・男性の地域の居場所の創出を図るため、地域活動立ち上げ支援講座を実施し、男性の通いの場の立ち上げを支援した。 ・生活支援コーディネーターの情報交換会(全体会・圏域別)を実施し、地域別のフレイルや閉じこもり、うつ傾向者、認知機能低下者等の傾向分析を行うと共に、地域資源(通いの場等)の情報共有を行った。 ・また地域団体の情報をけあぷろ・naviに登録するよう促し、掲載団体の増加を図った。	区有施設以外で活動する団体等の活動の把握や生活支援コーディネーターと中間支援組織との連携が課題となっている。

②高齢者のボランティア活動等への支援（計画冊子ページ:P128）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
町会・自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体等と連携しながら、高齢者がそれまでに得た技能や経験を活かしたボランティア活動や就労的活動を通じて社会貢献できる場を充実させます。 有償での取組も含めたボランティア活動による高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するため、介護予防に資する活動の経費の一部を補助するなど団体の活動を支援します。 ボランティア団体等の活動拠点を確保するため、高齢者会館や区民活動センター等の区有施設だけでなく、地域の実情に応じて民間施設の活用を進めています。	地域活動推進課 地域包括ケア推進課	自己評価：○	・高齢者の「居場所」として、また「生きがい創出」の観点から、シルバー人材センターの理念や取組内容などをより広く区民に知ってもらえるよう、様々な機会を捉えて引き続き積極的にPR活動を行っていく必要がある。 ・高齢者の居場所や活動の場づくりを支援するにあたり、地域で活動するボランティア団体等においては、新たな担い手や活動場所の確保が課題となっている。また、高齢者の通いの場や自主活動団体の情報を集約し、けあプロ・navi等を活用し、広く区民や支援関係者に周知していく必要がある。
		・区役所新庁舎で、シルバー人材センターが初めて行うPRイベントの側面支援を行った。 ・中野区社会福祉協議会が行っている「介護予防に資する住民主体の活動促進助成」制度への補助を行い、地域での介護予防の取組みの更なる拡充を図った。また、地域活動立ち上げ支援講座の実施、通いの場や地域団体のけあプロ・naviへの登録を行った。	
③シルバー人材センターへの支援（計画冊子ページ:P129）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
シルバー人材センターに対し、人件費等の補助を実施します。	地域活動推進課	自己評価：○	インボイス制度や、いわゆるフリーランス新法の施行等により、法人の事業運営にも少なからず影響があるものと思われる。そのため、法人と情報共有しながら、今後の支援内容について検討していく必要がある。
		人件費等補助を滞りなく実施し、運営の側面支援を行った。	
シルバー人材センターの会員が行うシルバーサポート(訪問型住民主体サービス)について、利用者のニーズに対応したサービス内容の見直しや地域包括支援センターとシルバー人材センター事務局との連携強化により利用促進を図ります。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	利用者が減少傾向にあるシルバーサポートについて、原因を関係機関と検証し、更なる改善を図っていく。
		シルバーサポートについて、同日の自費利用との併用や30分単位での利用を可能とするなど、利便性の向上を図ることにより利用促進を図った。	

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	2 在宅医療と介護の連携
施策	1 在宅医療・介護連携体制の推進

成果指標 ケアマネジャー調査で主治医と十分連携がとれている割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
47.8% (令和4(2022)年度)	—	55%
データ出典	高齢福祉・介護保険サービス意向調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①多職種による連携の推進（計画冊子ページ:P131）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
在宅療養者の増加に対応するために、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種による連携を更に進める必要があります。多職種の連携推進を目的とした地域ケア会議を継続し、医療介護情報連携システム等の普及や多職種の情報共有が効率的に行える体制の整備を推進します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 医療介護情報連携システム等の周知および普及を行い、多職種の情報共有が効率的に行える体制の整備を推進した。	令和7年度(2025年)より新たに設置する在宅療養推進協議会において、在宅医療・介護連携における課題をさらに整理していく。
②退院後等に円滑に在宅療養につなげるための相談体制の強化（計画冊子ページ:P131）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
退院後等在宅での療養が必要となった場合に、病院と地域の資源が連携し早期に必要なサービスが提供されるよう、区の相談窓口である在宅療養コーディネーター(在宅療養相談窓口)や地域包括支援センターが区民からの在宅療養の相談の受付や関係機関の調整を行い、在宅療養生活を支援します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 在宅療養相談窓口において、在宅療養コーディネーターが中心となり、区民や医療・介護従事者からの在宅療養の相談の受付や関係機関の調整を行い、在宅療養生活を支援した。	入院から在宅、在宅から入院への移行を円滑にするため、入院医療機関と地域の連携における課題を整理し、連携を強化していく必要がある。

③在宅医療・介護人材の養成（計画冊子ページ:P131）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
医療・介護従事者に対し、研修等の情報提供を積極的に行い、参加を促進します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	医療・介護従事者のニーズや受講しやすい実施方法について継続して検討する。
		できるだけ多くの医療従事者が受講できるよう実施方法を工夫した。医療介護情報連携システム等の情報ツールを活用し、研修等の情報提供を行った。	
将来的に増大するサービスの需要に対応するため、医療・介護従事者間のより効率的な連携が必要になってくることから、多職種が参加し、連携を深めることに資する研修を開催します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	引き続き、医療・介護従事者のニーズや実施方法に合わせた研修会を実施していく。
		医療・介護従事者向けに在宅療養およびACPIについて、支援者研修会を実施した。	
④24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進（計画冊子ページ:P132）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
要支援・要介護高齢者が安心して在宅生活を送るために、在宅療養支援診療所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制を推進します。 また、在宅療養者の容態急変時等に対応するため、緊急一時入院病床確保事業も継続します。更にニーズに合った事業となるよう見直しを検討します。	地域活動推進課 地域包括ケア推進課	自己評価：○	・地域の需要を把握し、効率的なサービス提供体制を整えられるよう引き続き地域密着型サービス事業者の公募を継続していく必要がある。 ・在宅療養者の容態急変時等に対応するため、緊急一時入院病床確保事業を継続していく。
		・地域密着型サービス等整備事業者の公募を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営事業者の選定を行った。 ・在宅療養相談窓口にて在宅療養支援診療所や訪問看護事業所等のコーディネートを行い、24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制づくりを支援した。 ・在宅療養者の容態急変時等に対応するため、緊急一時入院病床確保事業を継続した。令和6年度からは利用要件にレスパイトを追加した。	

⑤介護施設・在宅サービス等の「新たな介護需要増」への対応（計画冊子ページ:P132）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
療養病床入院患者の在宅医療等への移行促進により、「新たな介護需要増」が見込まれています。その新たな介護サービスのニーズに対応するため、特別養護老人ホームや介護医療院といった介護施設での受け入れ先を確保するとともに、訪問介護・訪問看護等の在宅サービスの供給については、第9期計画期間中における必要量を計画的に見込み、給付費に不足が生じないように対応します。	地域活動推進課	自己評価：△	計画上想定される規模で誘導整備する場合、公有地、民有地に関わらず、定員規模に見合った十分な土地と運営法人の確保が前提となるため時間を要する。 今後は、特別養護老人ホームの需要などを勘案したうえで、地域密着型サービス事業所等の施設と一体的な誘導・整備の検討が必要である。
		区内特別養護老人ホームの入所待機者数は若干減少傾向にあり、計画上のサービス見込量との差は縮まってきた。しかし、公有地、民有地を含め新たな施設の誘導・整備には至っておらず、サービス見込量に対して充足できている状況にはない。	
療養病床入院患者の在宅医療等への移行促進により、「新たな介護需要増」が見込まれています。その新たな介護サービスのニーズに対応するため、特別養護老人ホームや介護医療院といった介護施設での受け入れ先を確保するとともに、訪問介護・訪問看護等の在宅サービスの供給については、第9期計画期間中における必要量を計画的に見込み、給付費に不足が生じないように対応します。	介護保険課	自己評価：○	引き続き、第9期計画期間中における必要量を計画的に見込み、給付費に不足が生じないように対応していく。
		在宅サービスの供給については、必要量を計画的に見込み、給付費に不足が生じないように対応した。	
⑥区民が望む在宅療養生活の実現（計画冊子ページ:P132）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
医療・介護従事者の支援のもと、区民が主体的に在宅療養生活についてプランニングし、自らが望む在宅療養生活を実現できるようにACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発を行います。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	ACPに関する認知度は高くはないため、引き続き普及啓発を行っていく。
		医療・介護従事者の支援のもと、区民が主体的に在宅療養生活についてプランニングし、自らが望む在宅療養生活を実現できるよう、講演会、支援者向け研修会、パネル展示等を通じて、ACP(アドバンスケアプランニング)の普及啓発を行った。	
区民が看取りを望む場所として、在宅での看取りを選択することができるように、看取りの対応ができる地域の医療・介護資源の確保と、医療・介護従事者が本人の意思を共有し連携が行われる体制の整備を目指します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	医療・介護従事者に対するACP普及啓発を引き続き行っていく。
		看取りの相談対応で在宅療養相談窓口にて在宅療養支援診療所のコーディネートを行った。医療・介護従事者が本人の意思を共有し連携が行われる体制づくりを進めていくために、ACP支援者研修会を通じて、医療・介護従事者にACPに関する普及啓発を行った。	

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	2 在宅医療と介護の連携
施策	2 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進

成果指標 長期療養が必要になった時自宅で過ごしたい人の割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
36.4% (令和4(2022)年度)	—	40%
データ出典	健康福祉に関する意識調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発（計画冊子ページ:P133）			
取組内容	所管	令和4(2022)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
在宅療養や在宅での看取り等について、講演会、ホームページ、パンフレット等による情報提供を推進します。 ACP(アドバンスケアプランニング)に取り組み、区民が自らの希望により尊厳を持った療養生活を選択できることを目指します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 在宅療養や在宅での看取り等について、在宅療養講演会、ACP講演会の実施およびホームページやパンフレット等での周知を行った。	在宅での看取りやそれに対応する医療・介護サービスについての周知が進んでいないため、普及啓発が必要。
②かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進（計画冊子ページ:P32）			
取組内容	所管	令和4(2022)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用等、区民への啓発に努め、早期発見、早期治療の他、的確な診断やアドバイス、医療機関への紹介を推進します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ 在宅療養ハンドブックに「かかりつけ紹介窓口」を掲載し、在宅療養を検討している区民に配布している。	区民に訪問診療等に対応できるかかりつけ医等の周知が進んでいない。窓口の相談や在宅療養ハンドブックの配布を通して普及啓発を進める。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	3 認知症対策と虐待防止
施策	1 認知症施策の推進

成果指標 認知症の症状や基本的な対応方法を知っている区民の割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
28.1% (令和4(2022)年度)	—	45%
データ出典	健康福祉に関する意識調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護（計画冊子ページ:P135）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
認知症への理解を深めるとともに、認知症の人とその家族の声を受け止め必要なサービスや資源を開発していくために、認知症への正しい理解の啓発と当事者・家族等からの情報発信の機会の充実を図ります。 また、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるよう本人の意思決定の支援、成年後見制度の普及・利用の促進及び虐待の防止に向けた体制整備を推進します。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・在宅療養講演会で認知症に関する映画上映会を行った。 ・また、アルツハイマー月間において、パネル展示を行い普及啓発を実施した。 ・「本人・家族を地域でサポートする認知症あんしんガイド」を作成、配布、および認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解の啓発を行った。	継続して普及啓発に取り組んでいく。

②早期発見・早期対応を支える体制（計画冊子ページ:P135）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
認知症の早期発見・早期対応を支えるため、認知症初期集中支援チームなどの認知症相談体制を整えとともに、医療体制の整備や支援者間の円滑な連携体制を整備し、区民に保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される体制を構築します。また、生活習慣病の予防等の推進による区民の健康意識の向上や行動変容を促すとともに、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持など認知症の発症を遅らせるための取組を進めながら認知症になっても自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めます。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・専門医、認知症アドバイザー医、医療保健福祉の専門職で構成された認知症初期集中支援チームと地域包括支援センターやケアマネジャー等が連携し、医療、介護サービスにつながりにくい認知症の方への支援を行った。 地域包括支援センターと連携して認知症予防教室を実施し、認知症予防のための生活習慣や社会参加の勧奨を行った。 ・もの忘れ検診（認知症健診）の実施を通して、軽度認知症（MCI）など早期からの相談につながる体制の整備を行っている。令和6(2024)年度はもの忘れ検診後のフォローを地域包括支援センターと連携して行い、地域での相談につながりやすくみづくりを行っている。	・認知症の方をとりまく環境が多様化・複雑化しており、医療・介護サービスにつながりにくい、介入に時間がかかる事例もある。個別事例を通して、多職種で支援方法を検討するとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制をさらに整備していく必要がある。 ・もの忘れ検診の対象者を拡大するとともに、健診後のフォロー体制を整備していく。
③認知症の人にやさしいまちづくり（計画冊子ページ:P135）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
地域での安心・安全な暮らしを支えるため、認知症高齢者グループホームなどの住環境基盤の整備をはじめ、地域における見守り・支えあい活動の推進、オレンジカフェなど本人・家族等が主体的に参加できる場づくりを進めます。 また、認知症の人を支える家族が安心して支え続けられるよう家族支援を充実させるとともに、多機関協働の取組や支援者の活動の支援を通じて、より多くの地域の担い手の確保を図ります。	地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・オレンジカフェなど本人・家族等が主体的に参加できる場づくりを行っている。令和7(2025)年3月時点で20か所の登録がある。 ・認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解の啓発を行った。また、認知症サポーターリーダー養成講座を実施し、認知症に対する理解を持った多様な地域の担い手を養成している。 区内4か所に設置している認知症地域支援推進事業において、本人・家族等の相談に対応できる体制づくりを行っている。	・本人・家族等が主体的に参加できる場として、引き続きオレンジカフェの活動を支援していく。 ・認知症地域支援推進事業の拠点としての機能や、認知症サポーターリーダーの活躍の場の提供など、課題を整理し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができる地域づくりを進めていく。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	3 認知症対策と虐待防止
施策	2 高齢者の虐待防止

成果指標 養護者による高齢者・障害者虐待の通報・届出に対応できた割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
100%	100%	100%
データ出典	中野区資料(中野区実施計画表記)	
実績把握頻度	毎年	

主な取組			
①虐待防止のための啓発・広報活動（計画冊子ページ:P136）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
どのようなことが虐待にあたるのか等、虐待に関する知識や成年後見制度の普及を促すため、パンフレットやポスター等の作成・配布、講演会の開催等、高齢者の人権を擁護するために必要な広報活動を強化します。 また、高齢者虐待に関する区民等からの相談受付や通報先として位置づけている地域包括支援センターを積極的に周知していきます。	福祉推進課	自己評価：○ ・虐待に関する知識の普及を促すため、パンフレットやポスター等の作成・配布をした。また、虐待防止のホームページを開設した。 さらに、講演会の開催等、高齢者の人権を擁護するために必要な広報活動を行った。 ・成年後見制度説明会や出前勉強会等を開催するとともに、成年後見制度をわかりやすく説明するパンフレットを作成・配布して、制度の理解を進める広報活動を行った。	引き続き、虐待に関する知識や成年後見制度の普及を促す必要がある。成年後見制度の説明は、どうしても固くわかりにくいイメージがあるので、説明会等に多くの参加を得ることが難しい。アプローチの方法を工夫する必要がある。
②関係機関との連携強化（計画冊子ページ:P136）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
潜在的な虐待の防止や見守り、発見時の迅速で適切な対応を行うため、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等関係機関職員、専門家(弁護士、精神科医等)を含めた専門ケース会議を定期的に開催し、連携を強化します。 さらに、弁護士による地域包括支援センター法務支援事業を行い専門職との連携を強化します。	福祉推進課	自己評価：○ 地域包括支援センター職員やケアマネジャー等関係機関職員、専門家(弁護士、精神科医等)を含めた専門ケース会議を定期的に開催し、連携を強化した。 さらに、弁護士による地域包括支援センター法務支援事業を行い専門職との連携を強化した。	引き続き、関係機関及び専門家との連携強化を進める必要がある。

③高齢者虐待対応マニュアルの周知（計画冊子ページ:P136）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
虐待発見時の連絡体制や虐待相談・通報があった場合の対応、介護関係者が関与すべき範囲、困難事例への対応方法、個人情報の保護等、虐待に対する対応、連携体制等を内容とした中野区高齢者虐待対応マニュアルの周知に努めます。	福祉推進課	自己評価：○	引き続き、中野区高齢者虐待対応マニュアルの周知に努めていく必要がある。
		中野区高齢者虐待対応マニュアルの周知に努めた。	
④緊急一時宿泊事業の実施（計画冊子ページ:P137）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
家族の入院等で介護者が急に介護できなくなった場合や高齢者虐待等で在宅生活の継続が困難になった場合等に利用できるよう、特別養護老人ホーム等の受入れ委託施設を確保し利用促進に努めます。	福祉推進課	自己評価：○	引き続き、確保したベッド数と空床利用をして、利用促進に努めていく必要がある。
		民間有料老人ホームシルバーシティ哲学堂に1床確保し、さらに空床利用をすることで利用を促進した。 特別養護老人ホームでも空床利用をして利用促進に努めた。	
⑤介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実（計画冊子ページ:P137）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
専門的な相談対応や家族同士の交流を通じて家族の介護ストレスを解消するため、家族介護教室を実施します。	すこやか福祉センター	自己評価：○	家族の介護に関するニーズに合わせた相談等が行えるよう、家族へのアンケート等の調査を引き続き実施する必要がある。
		介護に係る専門職による講座やグループ懇談会を、区内社会福祉法人等に委託して実施した。	
地域において認知症の人や家族、支援者が孤立しないために認知症の人や家族、支援者が通うことができ、相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し、運営等の後方支援を行います。	地域包括ケア推進課	自己評価：○	認知症の人や家族がタイムリーに利用につながるように認知症地域支援推進事業における課題を整理し、地域の拠点としての整備をさらに進める必要がある。また、オレンジカフェの活動を継続し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができる地域づくりを進めていく。
		・区内20か所のオレンジカフェの活動の支援を行った。 ・認知症の人やその家族、支援者が交流・相談できる地域の拠点として、認知症地域支援推進事業を区内4ヶ所で実施している。	

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	4 安心して暮らし続けていけるための基盤整備
施策	1 安心して暮らせる地域の実現に向けた体制整備

成果指標 介護が必要になったとき自宅で介護を受けたい人の割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
63.2% (令和4(2022)年度)	—	67.2%
データ出典	高齢福祉・介護保険サービス意向調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①高齢者のための住宅の確保 (計画冊子ページ:P139)			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
真に住宅に困窮している世帯が入居できるよう、区営住宅と福祉住宅を適切に運営します。 また、入居者の属性による民間賃貸住宅のオーナーの不安を解消し、高齢者の円滑な入居促進を図るため、緊急通報システムの導入強化や地域における見守り体制の充実によりこの不安感を取り除くとともに、中野区社会福祉協議会が行っている「あんしんサポート」の周知や、居住支援に関する活動を行っている地域団体や居住支援法人等と連携した支援を行います。 さらに、不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、高齢者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供なども含め居住支援協議会を中心とした相談体制を推進します。	住宅課	自己評価: ○ ・高齢者の円滑な入居促進を図るため、緊急通報システムの導入強化や地域における見守り体制の充実によりこの不安感を取り除く取組みを行った。 ・不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、高齢者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供なども含め居住支援協議会を中心とした相談体制づくりを推進した。	・住宅部門と福祉部門の相互理解の促進と連携強化のため、住宅確保要配慮者とオーナー双方に対する情報提供を強化していく。 ・協議会に加入している関係団体に対して、協議会の取組みの周知を進める。

②一人暮らし高齢者等への支援（計画冊子ページ:P139）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
一人暮らしや身寄りのいない 高齢者等が地域で安心して生活 するため、民生児童委員による 高齢者訪問調査や社会福祉協議 会が行う「あんしんサポート」、地 域団体が行う見守り活動、地域 包括支援センター、アウトリーチ チーム(地区担当)等複数の関係 機関が連携し、相談、支援、見守 りを行う体制をつくります。	地域活動推進課	自己評価：○	緊急連絡カード及びキーホル ダーのより一層の普及が必要で ある。
		・民生児童委員による高齢者訪 問調査を実施し、地域包括支援 センターやアウトリーチチーム等 の訪問が必要と判明した方を必 要な支援へつなぐことができ た。 ・緊急連絡カード及びキーホル ダーの作成を進め、外出時の緊 急対応にも活用できるように なった。	
③災害時の避難に支援を要する区民への支援策と福祉避難所等の整備（計画冊子ページ:P139）			
大規模地震が発生したときな ど、自力で自宅から避難所への 避難ができない要支援者のため に、区では平成27 年度(2015 年度 から、災害時避難行動要支 援者名簿の作成と要支援者への 「災害時個別避難支援計画書」の 作成支援を行っています。名簿 では4年ごとに本人の世帯や身 体、生活の状況変化等の確認等 を行っており、毎年、見直しを進 めています。「災害時個別避難支 援計画書」の作成により本人と 支援者があらかじめ災害時の避 難行動を確認しておくことで、発 災時の的確な避難行動に備えて います。名簿には計画書から避 難行動に必要な情報も記載 しており、有効に活用していきま す。	地域活動推進課	自己評価：○	支援者のいない要支援者への 支援について、関係団体・機関と の連携が必要である。
		災害時避難行動要支援者名簿 を年2回更新し、新規に対象と なった要支援者と前回の調査か ら4年以上経過した要支援者へ 「災害時個別避難計画」の調査を 実施した。	
避難所に避難した被災者のう ち、避難所生活を継続すること が困難になった高齢者等につい ては、区内の高齢者施設等18 か所を高齢者対象の福祉避難所 として指定し、救援、救護活動 を行うこととしています。今後も 、特別養護老人ホーム等の施設整 備に合わせて福祉避難所の拡充 を図っていきます。	防災危機管理課	自己評価：○	引き続き新たな福祉避難所の 確保に努めるとともに、「災害時 における協力体制にかかる協 定」の締結団体を増やしていくこ とが必要である。 また、福祉避難所の即時開設 や安否確認情報の収集方法等につ いて検討していく必要がある。
		避難所生活を継続することが 困難になった高齢者等の救護、 救援活動を実施する福祉避難所 の指定か所を18か所から19か 所に増やした。 また、施設利用者の安否確認 や避難所等での介護サービスの 提供等の応急対策活動を実施す る「災害時における協力体制に かかる協定」の締結団体を増や し、9団体となった。	

④住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備にかかる都区連携（計画冊子ページ:P140）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護ニーズの受け皿としての役割を持っています。これらの場所で暮らす人が安心して介護サービスを受けることができるよう、都と連携を図りながら区内の開設状況を把握し、基盤整備を進めていきます。また、施設内で介護サービスを利用できるように、住宅型有料老人ホームから介護付有料老人ホームへの指定支援を行います。	地域活動推進課	自己評価：○	介護付有料老人ホームは東京都による入所定員の総量規制の対象施設であるが、住宅型有料老人ホームについては、特に規定はないため、地域の状況やニーズに合わせて偏在等がないよう誘導整備していく必要がある。
		開設を予定する運営法人からの相談対応、申請書類の確認と、必要に応じて区の意見を付すなど、東京都と連携して対応した。	
⑤介護サービス基盤整備計画（計画冊子ページ:P140）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
日常生活圏域ごとに、地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するサービス拠点を誘導整備します。 なお、小規模多機能型居宅介護は、一定程度事業所が整備されているものの、利用率が低い現状があるため、利用率向上のための情報発信等に取り組みます。	地域活動推進課	自己評価：○	看護小規模多機能型居宅介護については、地域密着型サービスの中では運営が難しいとされ、参入する法人が少ない。在宅療養を推進していく上では必要なサービスであり、参入事業者だけでなく、利用者側も含めてより広く周知していく必要がある。
		地域密着型サービス等整備事業者の公募を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の種別については、1法人から応募があり、選定に至った。 それによって現行計画中の整備目標数を達成した。	
認知症高齢者が身近な地域で安心して在宅生活を送るために、認知症高齢者グループホームについて、日常生活圏域ごとに必要とされるサービス量を見込み、事業者の誘導を行います。	地域活動推進課	自己評価：○	地域密着型サービスの中では参入事業者が多い種別であることから、地域での偏在の懸念もある。開設希望地区、施設規模などをよく見極めたうえで誘導整備を行う必要がある。
		地域密着型サービス等整備事業者の公募を行った。申請には至らなかったが、開設を検討している法人等からの問い合わせを数件受け付けており、補助金活用も含めた説明対応を行った。	
自立した生活が難しい低所得の高齢者に対し、安定した住まいを提供するため、都市型軽費老人ホームを整備します。	地域活動推進課	自己評価：○	独りでの生活に不安を抱える高齢者が比較的低廉な費用で入居できる都市型軽費老人ホームの存在は地域においては不可欠である。同様の施設による地域的な偏在が起こらなよう、地域バランスにも配慮しながら今後誘導整備していく必要がある。
		地域密着型サービス等整備事業者の公募への応募があった。東京都の審査まで手続きが進んでいるため、現行計画中の整備目標数を達成する見込みである。	

介護付有料老人ホームやケアハウス等の入居者が受ける特定施設入居者生活介護については、一定程度充足している状況にあります。令和5年(2023年)8月には、東京都が定める老人福祉圏域ごとの整備可能定員数も満たされていることから、当面は整備を見送ります。	地域活動推進課	自己評価：○ 介護付有料老人ホーム開設についてはいくつかの法人から問合せが数件あったが、当該施設は東京都による定員の総量規制の対象であり、区でも一定程度充足しているという立場で丁寧に説明を行った。	東京都による定員の総量規制の見直しに合わせて、柔軟に対応できるよう、引き続き情報収集を行っていく必要がある。
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、在宅生活を支えるショートステイ機能を併せ持つとともに、地域にある地域密着型のサービス事業所をバックアップする24 時間365 日の運営施設という側面を持っています。在宅での介護が困難となったときの入所施設として、地域密着型介護老人福祉施設も含め、区内で100 名定員の介護老人福祉施設の誘導整備を目指します。 また、新規に整備する特別養護老人ホームには、定員の1割以上のショートステイのベッド数が確保されるよう、積極的な誘導を行っていきます。確保したベッドはショートステイのほか、家族介護者の事情や災害等により在宅での生活が困難な方に対する緊急時の一時宿泊事業にも活用します。 介護医療院は、区内にあった介護療養病床からの移行により、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として令和2年(2020 年 1月)に開設されました。具体的な整備目標は設定しませんが、将来的には医療的なケアを必要とする利用者の増加が見込まれるため、開設の意向がある事業者があれば、必要な調整を行っていきます。	地域活動推進課	自己評価：○ 特別養護老人ホームの整備については、現行から次期計画期間中の目標とされており、学校跡地などの区有地活用について、担当部署(資産管理活用課)とのヒアリングにより、将来的な整備の方向性など、今後検討の必要性について認識共有が図れた。	特別養護老人ホームの整備にはそれなりの土地があること、運営する法人がいることが条件となるが、区有施設整備計画等も勘案して、整備の方向性については引き続き検討が必要である。

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	4 安心して暮らし続けていけるための基盤整備
施策	2 介護人材の確保・定着支援

成果指標 区内介護サービス事業所従事者に対する離職者の割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
15.6% (令和4(2022)年度)	—	12%
データ出典	介護人材実態調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①介護人材の裾野を広げるための取組（計画冊子ページ:P143）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
介護業務の未経験者が、基本的な介護の知識を学ぶことのできる研修として「介護に関する入門的研修」を実施することで、業務に携わる上での不安を軽減し、未経験者の介護分野への参入を促進します。また、研修修了者と区内の介護事業所等との相談会を行い、区内の介護サービス事業所での介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助サービスや通所、居住、施設系サービスの介護職員としての雇用に繋げる取組を実施します。 また、介護の仕事のやりがいや魅力等を区民に広く理解してもらえるよう、対象となる人の年代や属性を考慮して、介護人材の裾野を広げる施策を検討していきます。	介護保険課	自己評価：○ ・「介護に関する入門的研修」を年間2コース実施し、研修修了者と区内介護事業所等との相談会を開催した。 ・介護人材の裾野を広げる施策を検討し、令和7(2025)年度に新たに、介護の仕事の魅力を伝えるマンガとインタビューを掲載したパンフレットを作成することとした。	多様な人材の確保につながるよう、入門的研修の周知の工夫や、研修修了者と区内事業所のマッチングに取り組むとともに、新たに作成するパンフレットを効果的に活用する必要がある。

②介護職員のキャリアアップの支援（計画冊子ページ:P143）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
区内の介護職員が、経験に応じて資格を取得しながらキャリアアップしていけるよう、介護職員初任者研修や実務者研修、生活援助従事者研修の受講費用の助成や、介護福祉士の受験費用の助成を行います。	介護保険課	自己評価：○ 初任者研修等の受講費用や介護福祉士受験費用の助成制度を周知・実施し、キャリアアップを支援した。申請手続きについては、電子申請を取り入れ、簡素化を図った。	申請方法を含めた制度の周知を引き続き行い、キャリアアップを支援していく必要がある。
③専門職のスキルアップや研修の体系化(計画冊子ページ:P143)			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
ケアマネジャーやヘルパー等のサービス提供者に対して、スキルや知識のレベルアップのための研修を実施し、サービスの質の向上を目指します。これらの研修の実施にあたっては、研修の体系化への取組を事業者と十分に連携しながら進めていくことにより、現場での必要性や要望を考慮した研修を実施できるようにします。 また、これらの研修に加え、事業所職員のキャリアアップのための研修等を行うことにより、従事者等の定着を支援します。さらに、国による処遇改善策等に対して適切に対応し、都等の施策との整合性を図りながら、介護人材の確保・定着のための必要な支援を行います。	介護保険課	自己評価：○ ・介護サービス事業所の職員を対象に、職種・職層に応じた研修を実施し、サービスの質の向上、育成・定着支援を図った。アンケートや介護サービス事業所連絡会の意見も参考に、研修を計画し、実施後アンケートで高い評価を得た。 ・令和6(2024)年度の制度改正における新たな処遇改善加算等について、事業所へ情報提供、加算取得の支援を行った。都の居住支援手当事業等の事業について、周知を図った。	今後も、介護サービス事業所連絡会と連携を図りながら、優良なサービスの質と量を確保していく必要がある。
④組織マネジメントへの支援と介護従事者のメンタルヘルスの向上（計画冊子ページ:P144）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
組織マネジメントについての事業所管理者向け研修や、コミュニケーションスキル、コンプライアンスに関する研修等により、介護現場や職場内の具体的な課題を解決するための支援を行います。また、働きやすい介護職場とするため、介護サービス事業所を対象とした国・都の支援事業についての周知を図っていきます。 さらに、個別のケアを行うことの多い介護従事者にとって、メンタルヘルスへの配慮が必要であることなどから、介護サービス事業所の人材育成担当者への啓発や従事者向けの研修も行います。	介護保険課	自己評価：○ 介護サービス事業所の管理者向け等の職層別研修や、介護従事者に対するコミュニケーションスキルやコンプライアンス、メンタルヘルスに関する研修を実施した。 また、事業所向け専用サイトや集団指導等を通じて、国・都の支援事業や研修に関する周知を行った。	今後も、介護現場や具体的な課題解決の支援につながるよう、事業所向け研修を実施するとともに、周知、啓発に取り組んでいく必要がある。

⑤業務効率化の推進（計画冊子ページ:P144）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
介護サービス事業所の負担軽減について、都と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続に関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICTの活用等による業務の効率化を進めます。	介護保険課	自己評価：○	・「電子申請届出システム」及び電子申請の普及を図り、申請手続きの簡素化及び効率化を促進する。 ・電子申請の推進にあたっては、事業所の対応状況に応じた、情報提供等が必要である。
		・介護サービス事業所の指定関係届出書様式を国の定める標準様式に統一し、令和6(2024)年10月に国の「電子申請届出システム」の利用を開始した。 ・一部の申請についてLoGoフォームを用いた電子申請を開始し、手続の簡素化を図った。	

計画進捗管理シート

計画名称	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
基本施策	5 介護保険制度の適正な運営
施策	1 介護保険制度の適正な運営

成果指標 ケアプランに不満がない人の割合		
計画策定時	令和6(2024)年度実績	令和8(2026)年度目標
55.7% (令和4(2022)年度)	—	60.7%
データ出典	高齢福祉・介護保険サービス意向調査	
実績把握頻度	計画策定前年(3年ごと)	

主な取組			
①介護保険制度・介護サービス事業所の周知（計画冊子ページ:P146）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
多様化する介護サービスについて、適切な選択ができるよう、十分な情報発信を行っていきます。介護サービス事業所の協力により行っている「介護の日」イベント等を通じて、介護保険の情報や知識に触れることのできる機会を提供することで、幅広い区民に対する制度周知に努めていきます。 また、介護の職場や事業所の取組を区民に身近に感じてもらうために、中野区介護サービス事業所連絡会と協働した取組を行うとともに、介護サービス事業所が就労者を確保するための取組を支援します。	介護保険課	自己評価：○ ・「介護の日」イベント等において、介護サービス事業所連絡会と協力して、パネル展示、介護の仕事の魅力を発信する映像の上映や相談、介護に関する相談会を実施し、介護保険制度に関する情報提供を行った。 ・介護サービス事業所の就労者の確保、介護事業の理解を図ること等を目的としたウェブサイト運営等広報活動の支援を行った。	引き続き、介護保険制度の周知や介護サービス事業所の就労者の確保を支援していく必要がある。

②安定した制度運営のための取組（計画冊子ページ:P146）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
介護保険制度は、公費に加え、被保険者から納付される「保険料」により運営される社会保険方式による制度です。長期的に安定した介護保険制度とするため、「みんなで支える」視点での周知を行います。保険料の改定においては、所得等に応じた適切な負担となるような保険料率・段階の設定を行います。 また、介護保険料の確実な徴収のため、キャッシュレス決済の推進や口座振替加入の促進、定期的な督促状・催告書の発送などの収入率向上対策に努めます。	介護保険課	自己評価：○ ・第9期介護保険事業計画の策定、保険給付費の財源、保険料の改定等について、区報、「介護保険だより」等により周知を行った。 ・キャッシュレス決済の推進や口座振替加入の促進、定期的な督促状・催告書の発送、低所得者への減額措置の周知等を行った。	引き続き制度の周知、啓発を図るとともに、キャッシュレス決済の推進、口座振替加入の促進、定期的な督促状・催告書を発送等に取り組む必要がある。
③要介護認定の効率化（計画冊子ページ:P147）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
今後も高齢者の増加等により要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、ICTを活用したペーパーレス化や介護認定審査会事務等の効率化を進めます。	介護保険課	自己評価：○ 令和6(2024)年10月から介護認定進捗確認システム、11月から認定審査会ペーパーレスシステムを利用開始し、審査会の紙資料の減少や、認定進捗確認の電話問い合わせの減少につながっている。	審査会委員やケアマネージャーなど、各システムの利用者の習熟度等に応じて利用促進を図る必要がある。
④事業者指定等管理事務の整備（計画冊子ページ:P147）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所について、介護を必要とする区民が、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、指定基準に沿った良質なサービスを提供できる事業所の指定等を行います。 また、子ども・高齢者・障害者等すべての人々が、地域での暮らしの中に、生きがいを見出し、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢者と障害者(児)が同一の事業所で一体的にサービスを受けられる共生型サービス事業所の指定についても円滑に進めていきます。	介護保険課	自己評価：○ ・令和6(2024)年度介護保険法等の改正を反映し、改正を行った指定基準条例等について、区ホームページ、集団指導等において、介護事業者へ周知を行った。 ・国の「電子申請届出システム」の利用を開始し、指定・届出に関する事業者の事務負担の軽減を図った。 ・共生型サービスの指定希望事業者はなかった。	「電子申請届出システム」の普及を促進するとともに、順次申請手続きの簡素化及び効率化を図る。

⑤介護サービス事業者に対する適正な制度運用のための支援（計画冊子ページ:P147）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
区が介護保険事業者の指定権限を持つ地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業を行う事業所を主な対象として、事業所の運営及びサービスの提供が適切に行われるよう、個別事業所への運営指導を実施します。 また、サービス種別ごとに「介護サービス事業所集団指導」を開催し、介護サービス事業所が適正な水準で運営が行えるよう集団での指導を実施します。 指導監督業務の実施にあたり、指導実施方針及び指導計画を作成し、指導・確認項目の見直しや事業者負担の軽減等指導体制の効率化を進めるとともに、指導監督業務を通じて介護サービスの質の向上を目指します。	介護保険課	自己評価：○ ・区指定事業所を中心に62事業所の運営指導を実施し、事業所の運営及びサービス提供について確認、指導を行った。 ・区が指定する事業種別の「居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター」「通所系サービス」「訪問系サービス」「グループホーム及び小規模多機能系サービス」を対象に集団指導を実施した。 また、令和6(2024)年度中に行った地域包括支援センターの運営指導の結果を周知するため「介護予防支援」を対象とした集団指導を実施した。 また、参加率向上のため、集合形式と録画配信形式で行った。 制度改正等もふまえ、指導実施方針及び指導計画を作成し、指導・確認項目の見直しを行った。	・事業者の指導が適切に行えるよう、職場内OJTなどにより、職員の知識の向上を図る。 ・他自治体の動向を確認し、集団指導の実施方法や内容を検討していく。
⑥苦情への対応・事故報告の活用（計画冊子ページ:P147）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
サービス利用者から介護サービス事業所に対する苦情については、「利用者権利」という側面及び「適切なサービス提供が行われているか」という側面を把握することができる重要なものです。この認識をさらに徹底して周知していくとともに、苦情をしっかりと受け止め、適正なサービス提供とその質の向上に活用していくよう、介護サービス事業所に対し、引き続き啓発及び指導を行います。 事故報告については、事故内容・原因・改善策を分析し、介護サービス事業所に対する集団指導等の場で留意事項として周知するなど、事故情報の共有化を図ることにより同種の事故の再発防止を図ります。重大な事故については、迅速な対応により利用者の安全確保及び再発防止を進めていきます。	介護保険課	自己評価：○ ・苦情等に対しては、利用者の立場に立った傾聴を心掛けるとともに、中立的な立場で事実確認を行うことで、介護サービス事業所に対して、適切な指導を行うよう努めた。さらに、集団指導の場を活用して、課題解決へのヒントとなる事例を紹介し、同様のトラブルが発生しないよう、啓発を行った。 ・提出された事故報告書の内容の分析を行い、集団指導の場を活用して情報を共有し、再発防止に努めた。	引き続き利用者の声を受け止め、指導及び啓発に反映させることで、利用者が安心して介護サービス事業所を利用することができ、適正なサービス提供と質の向上につなげる必要がある。

⑦第三者評価受審の推進（計画冊子ページ:P148）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
介護サービス事業所に対して外部から評価を行うことにより、サービス内容の改善や水準の向上を図るとともに、公開された評価結果を事業所情報としてサービス選択に役立てるため、介護サービス事業所が第三者評価を定期的に受審するための費用助成を引き続き行います。	介護保険課	自己評価：○ 第三者評価又は運営推進会議等を活用した評価が義務づけられている定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所と、第三者評価受審が都補助の条件となっている特別養護老人ホーム、義務付けのない都市型経費老人ホームについて、第三者評価の受審費用を助成し、受審を促進した。	今後も、第三者評価等の実施の普及啓発と受審費用助成の周知により、受審促進を図る。
⑧感染症・災害発生時への対応のための事業継続支援（計画冊子ページ:P147）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要です。介護サービス事業所は、指定基準により業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施等が義務付けられていることから、区内の介護サービス事業者に対して必要な助言等を行います。 また、災害発生時や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症等がまん延した際に、事業所に対して必要な支援が行えるよう、国や都の動向を注視するとともに、関係機関等との連携体制を整備します。	介護保険課	自己評価：○ ・運営指導において、業務継続計画の策定、職員研修の実施及び計画の見直しの実施について指導助言を行うとともに、業務継続計画の運用や活用に関する事業所向け研修を実施した。 ・国や都の通知や情報提供から、動向を把握するとともに、介護サービス事業所連絡会の運営会議への参加等により、事業所の状況把握や区からの情報提供等を行い、連携を推進している。	・感染症や災害発生時においても介護サービスが提供できるよう、介護サービス事業所に対して業務継続計画等に関する情報提供を継続する。 ・災害発生等に備え、今後も国や都の動向を注視していくとともに、介護サービス事業所との関係構築に努める。

⑨介護給付費の適正化（計画冊子ページ:P148）			
取組内容	所管	令和6(2024)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
要介護認定の適正化 業務分析データ等を活用して、状況を把握します。 業務分析データ等を活用して、東京都や全国に対する区の介護認定調査の傾向を把握し、適正に介護認定調査が行われているか確認します。その結果を受け、個別指導や研修等によって調査の一層の適正化を図ります。 基準に則った審査が行われるよう、事務局内の情報共有を図るとともに、審査判定結果の点検や区の介護審査内容に関する傾向を分析し、審査会議長の会を通じて周知を行うことで、審査会ごとに差の生じない介護認定審査を行います。	介護保険課	自己評価：○ 介護認定調査の結果を分析し、分析内容をふまえて認定調査員研修を実施し、調査の一層の適正化を図った。 基準に則った審査が行われるよう事務局内の情報共有を図るとともに、審査判定結果の点検、介護審査内容に関する傾向等について、審査会議長の会を通じて周知を行った。	引続き、結果や傾向の分析と、結果をふまえた認定調査員研修や審査会委員への周知を実施する。
ケアプラン等の点検 適正化システムにより出力される帳票等を活用し、受給者の自立支援に資する適正なプランになっているかという観点から対象事業所とプランを選定します。 厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用し、面談(オンライン又は対面)による点検を実施します。 住宅改修において、疑義が生じやすい改修内容や申請理由の類似する事例、改修費用にポイントを絞り、適切な給付が行われるよう効果的な実地調査を行います。 福祉用具の必要性や利用状況等を適正化システムなどで確認し、事業者への助言を行います。 また、軽度者への適切な給付に向け、福祉用具貸与の例外給付の手続が適切に行われているかの確認を行います。	介護保険課 地域包括ケア推進課	自己評価：○ ・面談によるケアプラン点検を年間23件実施した。 ・ケアマネジャーのいない利用者の住宅改修の際の実地調査により、給付の適正化に努めた。 ・福祉用具の購入については、利用者の身体状況と購入理由との関係が妥当であるかの審査を行った。 ・主に軽度者の住宅改修・福祉用具貸与・購入に関して、リハビリテーション専門職が現地を訪問し、高齢者の状態確認や自立を支援するための助言等を行った。 ・軽度者への福祉用具貸与の例外給付の手続が適切に行われているかの確認を行った。	・区内居宅介護支援事業所のケアプラン点検を計画的に実施していく。 ・住宅改修においては、介護保険の対象となるか、身体状況に応じた工事であるか等、ケースごとに施工業者に確認し審査していく必要がある。 ・福祉用具購入については、利用者宅の環境に応じて適切な購入が行われているか確認し、必ず事業者の説明、利用者本人の同意があって購入となっているか審査していく。

医療情報との突合・縦覧点検 医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等を点検します。縦覧点検では、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。 請求に誤りがあれば事業所に過誤申立て等するよう通知するとともに、必要に応じて事業者への指導を行います。	介護保険課	自己評価：○ 縦覧点検(算定回数、重複請求、計画費、入退所を繰り返す受給者)及び医療情報突合の点検を行った。	過誤申立てを通知した場合、その後の請求事務が適正に処理されているかを確認する。
---	--------------	--	--